

盛岡広域振興局長告示第50号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定した。

令和4年10月25日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1(1) 名称 盛岡市街地特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 盛岡市地内の国道4号と国道106号との交点を起点とし、起点から国道106号を南東に進み県道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み農道手代森線との交点に至り、同点から同農道を南に進み市道峰崎線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道南阿弥陀堂線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道峰崎観音堂線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道乙部樹園地1号幹線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道名飯線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道漆田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道菖蒲田・雷田線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道乙町線との交点に至り、同点から同市道を南に進み盛岡市と紫波郡紫波町の境界との交点に至り、同点から同境界を南西に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み北上川左岸堤防との交点に至り、同点から同堤防を北西に進み徳田橋との交点に至り、同点から同橋を西に進み盛岡市と紫波郡矢巾町の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに南西に進み市道西部線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道外鼻線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み市道飯岡観音2号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道飯岡観音線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道秋葉東線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道秋葉線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道大柳・山中線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道山中線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上鹿妻43号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道上鹿妻線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道上鹿妻11号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み鹿妻本堰鹿妻幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北西に進み県道盛岡環状線との交点に至り、同点から同県道を西に進み県道盛岡鶯宿温泉線との交点に至り、同点から同県道を西に進み御所ダム堰堤との交点に至り、同点から同堰堤を西に進み零石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を下流に進み盛岡市と滝沢市の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進み国道46号との交点に至り、同点から同国道を南西に進み県道小岩井停車場線との交点に至り、同点から同県道を北に進み仁沢瀬川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み市道高森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道風林工区幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道大清水3号線との交点に至り、同点から同市道を北に進み私有農道との交点に至り、同点から同農道を北東に進み岩手山麓土地改良区農道との交点に至り、同点から同農道を北東に進み小岩井農場と民有地境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み芋桶沢との交点に至り、同点から同沢を上流に進みメイプルカントリークラブと小岩井農場の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み市道安達上篠木線との交点に至り、同点から同市道を南に進み東北電力送電線（岩盛線）との交点に至り、同点から同線を南に進み市道風林荒屋線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道第一大清水線との交点に至り、同点から同市道を南に進み農道塚留3号線との交点に至り、同点から同農道を西に進み市道大清水2号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道高森線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み市道中道堰合線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み越前堰との交点に至り、同点から同水路を北東に進み県道盛岡環状線との交点に至り、同点から同県道を北に進み市道鶴飼姥屋敷線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み南部主幹線水路との交点に至り、同点から同水路を北東に進み市道第4湯舟沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道第2あすみ野線との交点に至り、同点から同市道を北に進み市道あすみ野北11号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道第5湯舟沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進みさらに南東に進み東北自動車道との交点に至り、同点から同自動車道を北東に進み県道盛岡環状線との交点に至り、同点から同県道を東に進み木賊川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を下流に進み市道みたけ四丁目北陵中学校線との交点に至り、同点から同市道を東に進み家畜改良センター岩手牧場用地と民有地の境界との交点に至り、同点から同境界を北東に進み市道稲荷町谷地頭線との交点に至り、同点から同市道を北に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道厨川二丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に

進み市道高松四丁目厨川一丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み北上川右岸との交点に至り、同点から同川右岸を上流に進み県道盛岡環状線との交点に至り、同点から同県道を南東に進み市道上米内44号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上米内43号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上米内芋田線との交点に至り、同点から同市道を南に進み国道455号との交点に至り、同点から同国道を北東に進み市道上米内37号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上米内35号線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道上米内24号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み県道上米内湯沢線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み市道加賀野四丁目水道橋線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道浅岸52号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道大塚中道線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目水道橋線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道天神町銭掛2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目21号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目2号線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道加賀野四丁目4号線との交点に至り、同点から同市道を南に進み市道加賀野二丁目7号線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道加賀野四丁目1号線との交点に至り、同点から同市道を南東に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域（ただし、岩手公園鳥獣保護区、雫石川東部鳥獣保護区及び高松公園鳥獣保護区を除く。）

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

2(1) 名称 滝沢市北部特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 滝沢市地内の東北自動車道と陸上自衛隊岩手駐屯地正門道路との交点を起点とし、起点から東北自動車道を南に進み砂込川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み国道282号との交点に至り、同点から同国道を南に進み市道岩手山青年の家線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道一本木上郷主幹線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道畜産試験場柳沢線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道一本木柳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地敷地境との交点に至り、同点から同敷地境を北に進み砂込川大川水源地源流右岸との交点に至り、同点から同源流右岸を下流に進み文化企業株式会社私道との交点に至り、同点から同私道を北東に進み市道一本木工区2号幹線との交点に至り、同点から同市道を東に進み市道一本木柳沢線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地敷地境との交点に至り、同点から同敷地境を北東に進み陸上自衛隊岩手駐屯地正面道路との交点に至り、同点から同道路を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器

3(1) 名称 岩手町沼宮内特定猟具使用禁止区域

(2) 区域 岩手郡岩手町地内の国道4号と町道久保線との交点を起点とし、起点から国道4号を北に進み町道白掛線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道281号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道城山公園線との交点に至り、同点から同町道を東に進みさらに南に進み町道館線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道館江刈内線との交点に至り、同点から同町道を南に進み県道元木江刈内線との交点に至り、同点から同県道を北西に進み町道車線との交点に至り、同点から同町道を南に進み町道源八山線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み県道岩手平館線との交点に至り、同点から同県道を南西に進み町道沼宮内駅線との交点に至り、同点から同町道を南に進み国道4号との交点に至り、同点から同国道を南に進み町道子抱線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道久保落合線との交点に至り、同点から同町道を北に進み町道向久保支線2号との交点に至り、同点から同町道を西に進みさらに北に進み町道久保線との交点に至り、同点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域

(3) 存続期間 令和4年11月1日から令和14年10月31日まで

(4) 使用を禁止する特定猟具 銃器